

意見書を国の関係機関へ提出

今期定例会で可決された次の意見書を国の関係機関へ提出しました。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
 - 2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

津市議会

議員提出議案 津市議会委員会条例の一部の改正など2議案を可決

今期定例会では、議員提出議案として「津市議会委員会条例の一部の改正について」「津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部の改正について」の2議案が提出され、いずれも可決されました。

委員会条例の一部改正では、現在の水道事業および工業用水道事業のほか、公共下水道事業にも地方公営企業法の全部を適用し、上下水道事業管理者を設置することとされたこと等に伴い、建設水道委員会の所管について条文の整理を行いまし

た。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員会への出席説明の要求に係る規定の改正および地方自治法の改正に伴う文言の整理を行いました。

また、政務活動費の交付に関する条例の一部の改正では、平成19年度から実施している政務活動費（平成24年度以前は政務調査費）の減額措置について、平成27年度においても、さらなる健全な財政運営に資するため、政務活動費の月額を5万円から4万円に減額することとしました。